

高齢者虐待への対応について

崎陽合同法律事務所
社会福祉士・精神保健福祉士
弁護士 伊藤 岳

第1 高齢者虐待の現状

令和7年12月25日に発表された厚生労働省令和6年度高齢者虐待防止法に基づく対応等に関する調査結果の概要によれば、令和6年度の養護者による高齢者虐待の通報件数は、4万1814件（前年比1428件増）であり、うち1万7133件（前年比33件増）で虐待があったと判断されている。

高齢者虐待はどの家庭でも起こりうる問題である。

第2 高齢者虐待防止法・総論

1 目的

- (1) 「この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって、高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援のための措置を定めることにより、**高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の養護に資することを目的とする**」（高齢者虐待防止法1条）。
- (2) 法は、虐待された高齢者、虐待を行った養護者とともに支援の対象であると規定している。



2 定義

(1) 高齢者虐待防止法にいう「高齢者虐待」とは、「①養護者による高齢者虐待及び②要介護施設従事者等による高齢者虐待」をいう（同法2条第3項）。

(2) ア ここにいう「高齢者」とは「65歳以上の者」をいう（同法2条第1項）。

イ したがって、65歳未満の者は、養護者に虐待されていても解釈上は高齢者虐待防止法の対象からは外れることになる。

もっとも、65歳未満の高齢者についても尊厳の保たれた生活が保障されるのはいうまでもない。65歳未満の高齢者に対する虐待も、本法の趣旨に照らした対応がとられるべきであり、実際、今まで65歳未満の者についても老人福祉法11条1項に定められた措置が講じられてきた。

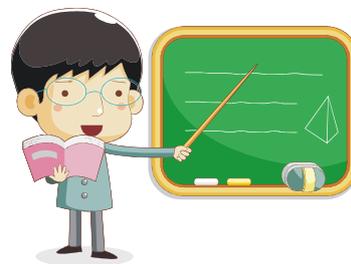
(3) ア 次に「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外の者をいう（同法第2条2項）。

イ ここにいう「養護者」とは、当該高齢者の日常生活において何らかの世話をしていることと解されるが、同居していなければならないわけではない。例えば、近所に住みながら日常的に世話をしている親族や知人等も「養護者」に該当することがありえる。

3 虐待の種類

高齢者虐待防止法は、虐待の種類として

- ①身体的虐待
- ②放任
- ③心理的虐待
- ④性的虐待
- ⑤経済的虐待



の5種類の虐待を定めている（同法2条第4項・第5項）。

高齢者虐待防止法 2条第4項（養護者による高齢者虐待）

この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

- 一 養護者がある養護する高齢者について行う次に掲げる行為
 - イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又は二に掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
 - ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- 二 養護者又は高齢者の親族が当該不動産の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

高齢者虐待の主な内容と具体例

虐待の種類	内容	具体例
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平手打ちをする、つねる、殴る、無理矢理食事を口に入れる、やけどや打撲させる ○ ベッドに縛り付けたり身体拘束、意図的に薬を過剰に服用させたりして抑制をする
介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）	高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入浴しておらず異臭がする ○ 髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている ○ 水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある ○ 室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる ○ 高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 排泄の失敗等を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる ○ 怒鳴る、ののしる、悪口を言う ○ 侮辱をこめて、子どものように扱う ○ 高齢者が話しかけているのを意図的に無視する

性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 排泄の失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する ○ キス, 性器への接触, セックスを強要する
経済的虐待	養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常生活に必要な金銭を渡さない, 使わせない ○ 本人の自宅等を本人に無断で売却する ○ 年金や預貯金を本人の意思, 利益に反して利用する

4 高齢者虐待を早期に発見するためのスキーム

高齢者虐待は、家庭内や施設などの**閉鎖された空間**で行われること、虐待を受けた者が**被害を訴えることが困難**である場合があること等の理由により、その被害が顕在化しにくいという特徴を持っている。

そこで、法は、養介護施設従事者をはじめとする高齢者の福祉に職務上関係のある者に、高齢者の**早期発見の努力義務**を課し（同法5条）、「養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者」「養介護施設従事者等による高齢者虐待を発見した者」に**通報義務**を課し（同法7条）虐待対応に対する**専門的窓口**を設置することで、高齢者虐待の早期発見と虐待を受けた者の権利擁護を図っている。



5 高齢者虐待（の可能性のある）事例の情報の取り扱い

（1） 高齢者虐待の特性

高齢者虐待は、家庭や施設という閉ざされた環境で発生する。また、被害を受けた高齢者自身が自ら被害を申告することが難しいケースも多く見られる。そのため、**高齢者虐待は潜在化しがち**であるという特徴がある。

そのため、高齢者虐待を未然に阻止し、あるいは被害の拡大を防ぐためには担当のケアマネージャーやデイサービスの職員、包括支援センター職員等を含む第三者による情報提供が虐待の発見のために重要になる。

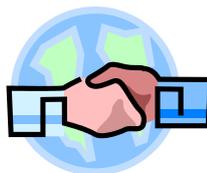
(2) 高齢者虐待防止法の規定

ア 「養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設等従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のあるものは、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない」（高齢者虐待防止法5条1項）と定め、かつ「養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない」（同法7条1項）と規定している。

同法7条1項では、「養護者による高齢者虐待があった場合」ではなく「養護者による高齢者虐待を受けたと「思われる」、すなわち、虐待が行われているのが確定的でなくとも通報すべきとされているのが特徴である。通報者が虐待の事実認知を行なう必要は無い。通報者は、虐待が起きたと「思われる」場合に通報し、市町村が虐待の有無について調査をして事実認定を行なう。

イ また、「市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、擁護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第115条の39第3項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない」（同法18条）として、連携協力体制の整備も定めている。

ウ これらの条文からすれば、法は、福祉関係者に、虐待防止のためにしかるべき機関への積極的な情報提供を期待しているものと考えることができる。



(3) 個人情報保護法との関係

関係機関への情報提供は、個人情報保護法との関係で問題が生じうるとも思われる。

しかしながら、虐待（の可能性）に関する情報は、高齢者虐待防止法という法律に基づく情報提供であり、かつ「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当し、個人情報保護法16条3項1号・2号ないし、23条1項1号・2号に該当するので禁止されているものではない。

したがって、仮に「家族などの同居者から外部に情報をもらさないように」との要請があった場合でも、「虐待の蓋然性が認められる場合」であれば地域包括支援センター等に情報提供や相談をする事は違法とは評価されない。

個人情報保護法

16条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な限度を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2項 省略

3項 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

1 法令に基づく場合

2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

3 以下省略

23条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合の他、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを提供してはならない。

1 法令に基づく場合

2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

3 以下省略

(4) 虐待の判断基準

虐待の判断にあたっては、養護者等や高齢者の自覚は問わない。



例えば、被虐待者のことを思って一生懸命に介護を行っていた場合であっても、結果的に、その介護が不十分であった場合、ネグレクトとして虐待と評価されることはありうる。

虐待の判断にあたっては、現在の環境が、高齢者本人の生活にとって問題のないものではないかという客観的な事情により判断される。養護者等の主観的な思いに惑わされてはいけない。

虐待通報は「福祉サービスにつなげる」ことも一つの狙いとしている。一生懸命に介護等を行っているが、結果が十分とはいえない場合こそ、必要な福祉サービスにつなげる必要性は高い。

第3 通報の方法

法律上は、「市町村は、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報・・・を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第16条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする」。

しかしながら、行政は、通報を受けたにも関わらず、同通報を「高齢者虐待防止法上の通報」としてではなく「単なる情報提供」として扱ったり「もう少し詳細な事実を確認してもらいたい」と更なる調査を求める等、動かないことが多々ある。

このような対応の背景には、高齢者虐待の窓口となっている部署のマンパワー不足があり、行政側の事情を理解できないものではないが、だからといって、このような対応を採られてしまうと、虐待を受けている高齢者は救済されないことになってしまう。

そのため、虐待通報をする現場の支援者としては、通報の際には、①口頭ではなく書面で行う、②長崎市高齢者虐待対応マニュアル（資料6）記載の「高齢者虐待発見チェックリスト」や「高齢者虐待リスクアセスメント・シート」等に記載のある項目に関する「事実」5W+1H+1Rに基づき記載をして、行政に提供することが望ましい。

参考書式
通報書

令和 年 月 日

長崎市役所福祉部高齢者すこやか支援課 御中
FAX 095-829-1228

養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見したので、高齢者虐待防止法7条1項に基づく通報を致します。高齢者虐待防止法9条1項に基づき速やかに、高齢者の安全確認のため必要な措置を講じてください。

虐待をしていると思われる者
氏名 _____
住所 _____

虐待を受けたと思われる者
氏名 _____
住所 _____

両者の関係 _____

疑われる虐待の内容

身体的虐待

疑われる虐待の内容 _____

性的虐待

疑われる虐待の内容 _____

ネグレクト

疑われる虐待の内容 _____

心理的虐待

疑われる虐待の内容 _____

その他、特に伝えておきたいこと _____

通告者 氏名 _____

電話番号 _____

* その他詳細については、別紙記載の通りです。

第4 養護者からの虐待に対する対応

虐待問題に対する対応は大きく、経済的虐待とその他の虐待で分けることができる。

1 経済的虐待以外の虐待

(1) 行政による対応①養護者支援

「市町村は・・・養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずる」ものとされている（高齢者虐待防止法14条1項参照）。ここにいう「必要な措置」とは、例えば、養護者の訴えの傾聴、介護サービスの導入（状況の再アセスメント）や医療機関への受診支援、生活保護の受給申請等が含まれる。

かかる規定からも伺われるように、虐待通報は、養護者に対して、必要な支援を届けるという意味を持つ。

(2) 行政による対応②やむを得ない措置

虐待により「高齢者の生命または身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合など、高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため必要がある場合」には、「老人福祉法20条の3に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第10条の4第1項若しくは第11条第1項の規定による措置を講ずるものとされている（高齢者虐待防止法9条2項）。

老人福祉法は福祉の措置として、居宅における介護（同法10条の4）及び老人ホームへの入所（同法11条）等を規定している。介護保険の導入によりこれらの措置に相当するサービスは保険給付の対象になったが「やむを得ない事由により、」介護保険法に規定する居宅介護の利用または介護老人福祉施設への入所が「著しく困難であると認めるとき」には、市町村は、職権でこれらの措置を実施することができる。

ここにいう「やむを得ない事由」とは、

- ①判断能力が低下して、一人では、事業者と契約をして介護サービスを利用することやその前提となる市町村に対する要介護認定の申請を期待しがたい場合、

②養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護する必要がある場合等をいう。

やむを得ない事由による措置のサービスの種類としては、

- ①訪問介護
- ②通所看護
- ③短期入所生活介護
- ④小規模多機能型居宅介護
- ⑤認知症対応型共同生活介護
- ⑥特別養護老人ホームへの入所



等が挙げられる。

(3) その他

経済的虐待以外の虐待が問題になっている事案であっても、その背後には**高齢者・養護者いずれか、もしくは共に経済的問題を抱えている事が多い。**

(厚生労働省の平成25年度の虐待に関する発表によれば、虐待の発生要因として、「家庭における経済的困窮」が16.8%あったとされている)。

その場合、下記のような経済的問題に対する対応も併せて検討する必要がある。

2 経済的虐待

(1) 年金を搾取されている等の経済的虐待があった場合、将来的な搾取の防止のため**成年後見制度**、**日常生活自律支援制度**、**弁護士との財産管理契約**等を使って対応することになる。すなわち、**経済的虐待**については、財産管理の主体を本人から、成年後見人、社協、弁護士に移すこと、さらなる**経済的虐待**を防止することができる。

(2) 経済的虐待の判断

ア 高齢者が**お金を無心に来る子供や友人に対してお金を渡している事案**がよくみられる。このような場合、「経済的虐待」と評価していいのか判断に迷う場合がある。

法の大原則(人は自らの意思に基づいてのみ責任を負うという私的自治の原則)からすれば、

「① 判断断能力のしっかりした者」が、

「② 自由意思でお金渡している場合（贈与契約）」は、虐待にはあたらないし、第三者として止めることはできないのが原則である。

イ 逆に言うと、

「① 判断能力が不十分である」

「②お金を渡しているのが自由意思とは言えない場合」

は「経済的虐待」と評価されることがありえる。

その判断にあたっては、

- (ア) お金を渡すことにより、本人にどの程度の影響が生じているのか（お金を渡すことにより本人の生活が困窮するのか、それとも本人の生活に支障はないのか）
- (イ) 渡しているお金の金額・回数
- (ウ) お金を渡すことにより乗じる本人のメリット（世話をしてもらえ、頻繁に会いに来てくれて話し相手になってもらえる等）
- (エ) 本人と相手方の関係（親子なのか昔からの友人なのか、最近知り合ったばかりの知人にすぎないのか）
- (オ) 医師の診断書等による客観的な資料による本人の判断能力の程度等諸般の事情を総合的に考慮してケースバイケースで判断していくしかない。

特に（イ）の事情に関するものであるが、（家族を含む）第三者が本人の財産を管理していることによって、本人が必要な医療や福祉的サービスを受けることができていない、食費や水道光熱費が確保できていない、生活の場である家賃が支払われていない状況にあれば、特段の事情がない限り「経済的虐待」と判断すべきであると思われる。医療費や福祉的サービス、食費や水道光熱費、家賃等に関する費用は、なによりも最優先に本人のために用いるべきものであるからである。

（3）虐待者への対応

経済的虐待が行われている場合、**虐待者自身も経済的に困窮しているケースがみられる**。この場合、虐待者自身の借金問題も弁護士による債務整理や生活保護の受給等により同時に解決していく必要がある（債務整理等の法的対応無しに、いわゆるソーシャルワークのみによって解決することは困難である）

借金問題は、弁護士につないでもらえれば解決できる可能性が高いので、積極的に弁護士につなげてほしい。

第5

虐待問題に対する心構え

1 演習（若い旅人の物語）

今から、約200年前、革命と戦乱の続くヨーロッパのある国で、裕福な家に育ったある若い旅人は、父に命じられて従者とともに激動する時代の見聞を広めるべく国内を旅していた。資産家でありながら慈善活動に力を注ぐ父からは、世の中の貧しい人たちを救うために何が大切かを学んでくるように言われていた。

旅人達がある貧しい村を通りかかった時、一軒の家の前にしょんぼりと立っている幼い姉妹に出会った。雪のちらつく中、裸足でぼろぼろの服を着た姉妹は寒さに震えていた。

旅人がどうしたのか尋ねると、姉と思われる娘が「お腹が空いて死にそうです。家にもお金がありません。どうかにかめぐんでください」といい、黙ったままうつむいている妹の顔を旅人達に見せるように上げさせた。妹の目は見えない様だった。

★あなたが旅人ならここでどのような行動をとるだろうか？

.....

.....

.....



(続 き)

旅人は同情し、もっていたパンをやろうとした。従者は慌てて「おやめなさい」と旅人を制した。旅人がかっとなって「この子たちがかわいそうだとは思わないのか。私は幼いころから施しは善と教えられているぞ」と反論すると、従者は「そのような施しが人を駄目にするのです。一食を与えて何が解決するでしょう。人の同情に頼ることを覚えさせて自立する力を奪ってはいけません。私達は何もすべきではないのです」と答えた。この光景を見ていた向かいの家の男は「この子たちの親は、自分達は働けるのにこの子たちの稼ぎを当てにして暮らしているのです。親の責任を果たしてはいけません。どうぞ親をしかってやってください」と旅人に訴えた。



旅人はどうしていいかわからずに、何もできないままその場を離れた。

その夜、泊まった宿屋の女主人にその日の出来事を話した。女主人は「あの家の父親は酒におぼれ、子どもたちを毎日叩いています。あなたはお金持ちです。本当にあの子たちを助けたいのなら、あの子たちをあなたの家に連れて帰って召使にでもしてやってください」といった。

旅人は同じ宿に泊まっていた旅の学者と商人と牧師に事情を話し、助言を求めた。学者は「いくらひどくてもあの子たちには親がいます。親から子を引き離すことは誰にも、たとえ王であろうと許されないのです」と述べ、商人は「このあたりでは土地を持たない農家は借金漬で、親の生活はすさみ、子どもに物乞いをさせて暮らすことも珍しくありません。同じように苦しんでいる子はたくさんいます。社会の仕組みを変えて親たちに仕事を与えないと問題の解決はできないでしょう」と語った。一方、牧師は「私には神に祈ることはできても、答えは出せません。その子どもたち自身に決めてもらうしかないのでしょうか」と話した。

★ あなたは、(個人としての価値観ではなく)ソーシャルワーカーとして、従者、向かいの家の男、女主人、学者、商人、牧師のうち、誰の言葉に最も共感、指示、納得できただろうか、その順位を書いてみよう。また、各登場人物に対して、どのような感情を抱いたろうか。

	誰に対して	どのような感情を抱いたか
1		
2		
3		
4		
5		
6		

(続き)

旅人は悩んだ。何かをするべきだと考えたが、どの選択をしてもそれに反対する考えが浮かんできて結論が出なかった。

そして翌日が来た。宿を出ると姉妹が立っていた。

★あなたが旅人ならどんな行動をするだろう。

.....

.....

.....



崎陽合同法律事務所

TEL 095-827-3535

FAX 095-823-0616

長崎市賑町5番21号パークサイドトラヤビル



弁護士(精神保健福祉士・社会福祉士) 伊藤 岳 (長崎県弁護士会所属)

e-mail gaku-social-lawyer@outlook.com

取扱業務： 遺言・遺産分割・離婚・成年後見・B型肝炎訴訟・虐待対応・介護事故・刑事事件・顧問業務・その他高齢者障害者に関わる法律問題 etc

資料編

高齢者虐待相談受付票

受付日	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	受付者	部署 氏名			
対象者基本項目	氏名 (男・女)	生年月日	M・T・S 年 月 日 (歳)			
	住所	町 連絡先:				
	介護認定	1 なし 2 申請中 3 あり (要支援 ____ ・ 要介護 ____)	担当	ケアマネジャー		
	障害	1 なし 2 あり (身体・精神・知的 ____ 級)	介護保険 利用状況			
	経済状況	1 よい 2 普通 3 悪い 4 わからない 1 年金 2 生活保護 3 その他 ()				
	家庭環境					
身体等の状況	健康状態	病歴・かかりつけ医等:				
	性格等					
	日常生活動作	*歩行 1 自分で可 2 一部介助 3 全介助 *排泄 1 自分で可 2 一部介助 3 全介助 *食事 1 自分で可 2 一部介助 3 全介助 *入浴 1 自分で可 2 一部介助 3 全介助 *着脱衣 1 自分で可 2 一部介助 3 全介助				
	認知症	*記憶障害 1 軽度 2 中度 3 重度 *失見等 1 軽度 2 中度 3 重度				
	精神症状	心気症状・不安・焦燥・抑うつ・興奮・幻覚・妄想・せん妄・睡眠障害				
	問題行動	*攻撃的行為 1 軽度 2 中度 3 重度 *自傷行為 1 軽度 2 中度 3 重度 *火の扱い 1 軽度 2 中度 3 重度 *徘徊 1 軽度 2 中度 3 重度 *不穏興奮 1 軽度 2 中度 3 重度 *不潔行為 1 軽度 2 中度 3 重度 *失禁 1 軽度 2 中度 3 重度 *その他 ()				
	家族・親族の状況	家族	氏名	続柄	年齢	居住
					同・別	
					同・別	
					同・別	
					同・別	
親族		家族構成図				

	家族 関係				
虐待 の 状 況	虐待の 種類	1 身体的虐待 殴る、蹴る、つねる、身体拘束、抑制、薬を過剰に飲ませる、他（ ） 2 介護・世話の放棄・放任 入浴させない、オムツ交換しない、十分な食事を与えない、劣悪な住環境、 介護・医療サービスの制限、他（ ） 3 心理的虐待 暴言、威圧、屈辱、強迫、嫌がらせ、無視、他（ ） 4 性的虐待 下半身を裸にして放置、性器への接触、セックスの強要、他（ ） 5 経済的虐待 現預金等の使用制限、対象者の現預金を使う、所有物の無断処分、他（ ）			
	虐待頻度	1 ほぼ毎日 2 1週間に数回 3 1ヶ月に数回 4 その他 ()			
	緊急性の 有無	1 本人が保護救済を強く求めている 2 生命又は身体に重大な危険が生じている、又はそのおそれがある 3 緊急性はないが、処遇困難である 4 その他（ ）			
	養護者	氏名	続柄	虐待の自覚	虐待の要因
		①		あり・なし・不明	
		②		あり・なし・不明	
		③		あり・なし・不明	
虐待の 経過					
本人の 希望					
対 応 記 録					
担当者		対応日	年 月 日	処理No.	

虐待予防・発見チェックシート（第2版）

記入日 年 月 日

確認場所： 居宅 来所 その他（ ）

確認者（記入者に○）

確認時の虐待者の有無： 有 無 その他（ ）

高齢者本人氏名	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日	年 月 日	歳
1 身体的虐待		サイン：当てはまるものがあれば○で囲む			
あざや傷の有無	頭部に傷、顔や腕に腫脹、身体に複数のあざ等				
あざや傷の説明	つじつまが合わない、求めても説明しない、隠そうとする等				
行為の自由度	自由に外出できない、自由に家族以外の人と話すことができない等				
態度や表情	おびえた表情、急に不安がる、家族のいる場面いない場面で態度が異なる				
話の内容	「怖い」「痛い」「怒られる」「家にいたくない」「殴られる」といった発言等				
支援のためらい	関係者に話すことを躊躇、話す内容が変化、新たなサービスは拒否等				
2 放棄・放任		サイン：当てはまるものがあれば○で囲む			
住環境の適切さ	異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、暖房の欠如等				
衣服、寝具の清潔さ	着の身着のまま、濡れたままの下着、汚れたままのシーツ等				
身体の清潔さ	身体の異臭、汚れのひどい髪、皮膚の潰瘍、のび放題の爪等				
適切な食事	やせが目立つ、菓子パンのみの食事、余所ではガツガツ食べる等				
適切な医療	家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない等				
高齢者に対する態度	必要であるが未利用、勧めても無視あるいは拒否、必要量が極端に不足等				
高齢者への話の内容	援助の専門家と会うのをさける、話したがない、拒否的、専門家に責任転嫁等				
3 心理的虐待		サイン：当てはまるものがあれば○で囲む			
体重の増減	急な体重の減少、やせすぎ、拒食や過食が見られる				
態度や表情	無気力な表情、なげやりな態度、無表情、急な態度の変化等				
話の内容	話したがない、自分を否定的に話す、「ホームに入りたい」「死にたい」などの発言等				
適切な睡眠	不眠の訴え、不規則な睡眠等				
高齢者に対する態度	冷淡、横柄、無関心、支配的、攻撃的、拒否的等				
高齢者への話の内容	「早く死んでしまえ」など否定的な発言、コミュニケーションをとろうとしない等				
4 性的虐待		サイン：当てはまるものがあれば○で囲む			
出血や傷の有無	生殖器等の傷、出血、かゆみの訴え等				
態度や表情	おびえた表情、怖がる、人目をさけたがる等				
支援のためらい	関係者に話すことをためらう、援助を受けたがらない等				
5 経済的虐待		サイン：当てはまるものがあれば○で囲む			
訴え	「お金をとられた」「年金が入ってこない」「貯金がなくなった」などの発言等				
生活状況	資産と日常生活の大きな落差、食べるものにも困っている、年金通帳・預金通帳がない等				
支援のためらい	サービス利用負担が突然払えなくなる、サービス利用をためらう等				
6 その他		サイン：当てはまるものがあれば○で囲む			

（参考）首都大学東京：副田あけみ教授作成の様式を一部修正 東京都老人総合研究所作成

高齢者虐待リスクアセスメントシート（第2版）

ドビレ	①すでに重大な結果を生じているか？ 頭部外傷（血腫、骨折）、腹部外傷、意識混濁、重度の褥そう、重い脱水症状、脱水症状の繰り返し、栄養失調、全身衰弱、強い自殺念慮、その他（ ）
	②被虐待者自身が保護を求めている（ ）
	③被虐待者から「殺される」「○○が怖い」「何も食べていない」等の訴えあり
	④虐待により被虐待者の人格や精神状態に著しいゆがみを生じている（ ）
	⑤虐待者が高齢者の保護を求めている（ ）
	⑥「何をするかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の訴えあり
	⑦刃物、ピンなど凶器を使った暴力や脅しがある（ ）
<div style="border: 2px solid black; border-radius: 10px; background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; display: inline-block; margin: 10px auto;"> ↓ ↙ </div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; display: inline-block; margin: 10px auto; border-radius: 10px;"> ①から⑦に○が付いた場合は「緊急保護の検討」 </div>	
イエロー①	⑧今後重大な結果が生じるおそれの高い状態が見られるか？ 頭部打撲、顔面打撲・腫脹、不自然な内出血、やけど、刺し傷、きわめて非衛生的、極端なおびえ、軽度の脱水、低栄養・低血糖の疑い、その他（ ）
	⑨繰り返されるおそれが高いか？ <input type="checkbox"/> 習慣的な暴力、新旧の傷・あざ、入退院の繰り返し、その他（ ） <input type="checkbox"/> 虐待者の認識：虐待の自覚なし、認めたがらない、援助者との接触回避、その他（ ） <input type="checkbox"/> 虐待者の精神的不安定・判断力の低下、非現実的な認識、その他（ ）
	⑩家庭内で虐待の連鎖が起きている
	<div style="border: 2px solid black; border-radius: 10px; background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; display: inline-block; margin: 10px auto;"> ↓ ↙ </div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; display: inline-block; margin: 10px auto; border-radius: 10px;"> ⑧から⑩に○が付いた場合は「緊急保護の検討」若しくは「集中的援助」 </div>
イエロー②	⑪被虐待者に虐待につながるリスク要因があるか？ <input type="checkbox"/> 認知症程度：I IIa IIb IIIa IIIb IV M <input type="checkbox"/> 問題行動：徘徊、暴力行為、昼夜逆転、不穏、興奮、失禁、その他（ ） <input type="checkbox"/> 寝たきり度：J1 J2 A1 A2 B1 B2 C1 C2 <input type="checkbox"/> 性格的問題（偏り）：衝動的、攻撃的、粘着質、依存的、その他（ ） <input type="checkbox"/> 精神疾患（ ）、依存症（ ）、その他（ ）
	⑫虐待者に虐待につながるリスク要因があるか？ <input type="checkbox"/> 被虐待者への拒否的感情や態度（ ） <input type="checkbox"/> 重い介護負担感（ ） <input type="checkbox"/> 介護疲れ（ ） <input type="checkbox"/> 認知症や介護に関する知識・技術不足（ ） <input type="checkbox"/> 性格的問題（偏り）：衝動的、攻撃的、未熟性、支配的、依存的、その他（ ） <input type="checkbox"/> 障害・疾患：知的障害、精神疾患（ ）、依存症（ ）、その他（ ） <input type="checkbox"/> 経済的問題：低所得、失業、借金、被虐待者への経済的依存、その他（ ）
<div style="border: 2px solid black; border-radius: 10px; background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; display: inline-block; margin: 10px auto;"> ↓ ↙ </div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; display: inline-block; margin: 10px auto; border-radius: 10px;"> ⑪から⑫に○が付いた場合は「集中的援助」若しくは「防止のための保護検討」 </div>	
イエロー③	⑬虐待につながる家庭状況があるか？ <input type="checkbox"/> 長期にわたる虐待者・被虐待者間の不和の関係（ ） <input type="checkbox"/> 虐待者・被虐待者の共依存関係（ ） <input type="checkbox"/> 虐待者が暴力の被害者（ ） <input type="checkbox"/> その他の家族・親族の無関心（ ） <input type="checkbox"/> 住環境の悪さ：狭い、被虐待者の居室なし、非衛生的、その他（ ）
<div style="border: 2px solid black; border-radius: 10px; background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; display: inline-block; margin: 10px auto;"> ↓ ↙ </div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; display: inline-block; margin: 10px auto; border-radius: 10px;"> ⑬に○が付いた場合⑬は「継続的、総合的援助」 </div>	
<div style="border: 1px solid black; background-color: #0056b3; color: white; padding: 10px; display: inline-block; border-radius: 10px;"> 事実確認を継続／虐待の事実なし </div>	

【高齢者虐待のレベルと介入のステージ】

虐待のレベルに応じた支援・対応策は概ね次のようになります。

※ **高齢者虐待リスクアセスメントシート**に基づきレベルを判断していきます。

〇レベル1 不十分な介護・知識等 → 見守り・指導等

(アセスメントシート：イエロー③)

〇レベル2 養護者のストレス・介護疲れ、家庭内の関係悪化等 → 介護保険サービス提供等

(アセスメントシート：イエロー②)

〇レベル3 養護者の極度のストレス・介護疲れ、家庭内の関係崩壊状態等 → 一時分離

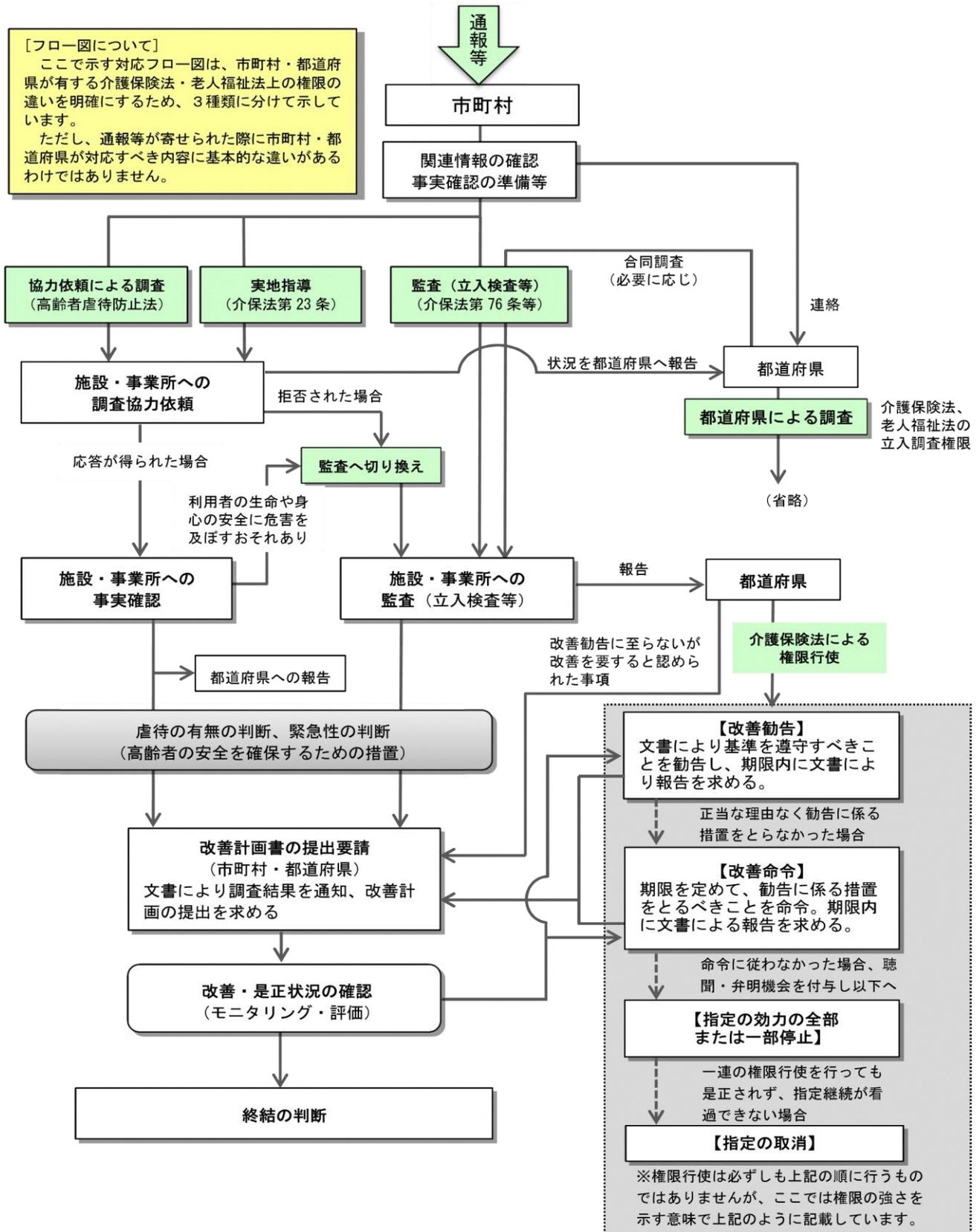
(アセスメントシート：イエロー①)

〇レベル4 あざ・怪我・火傷等（生命又は身体に重大な危険） → 分離・保護

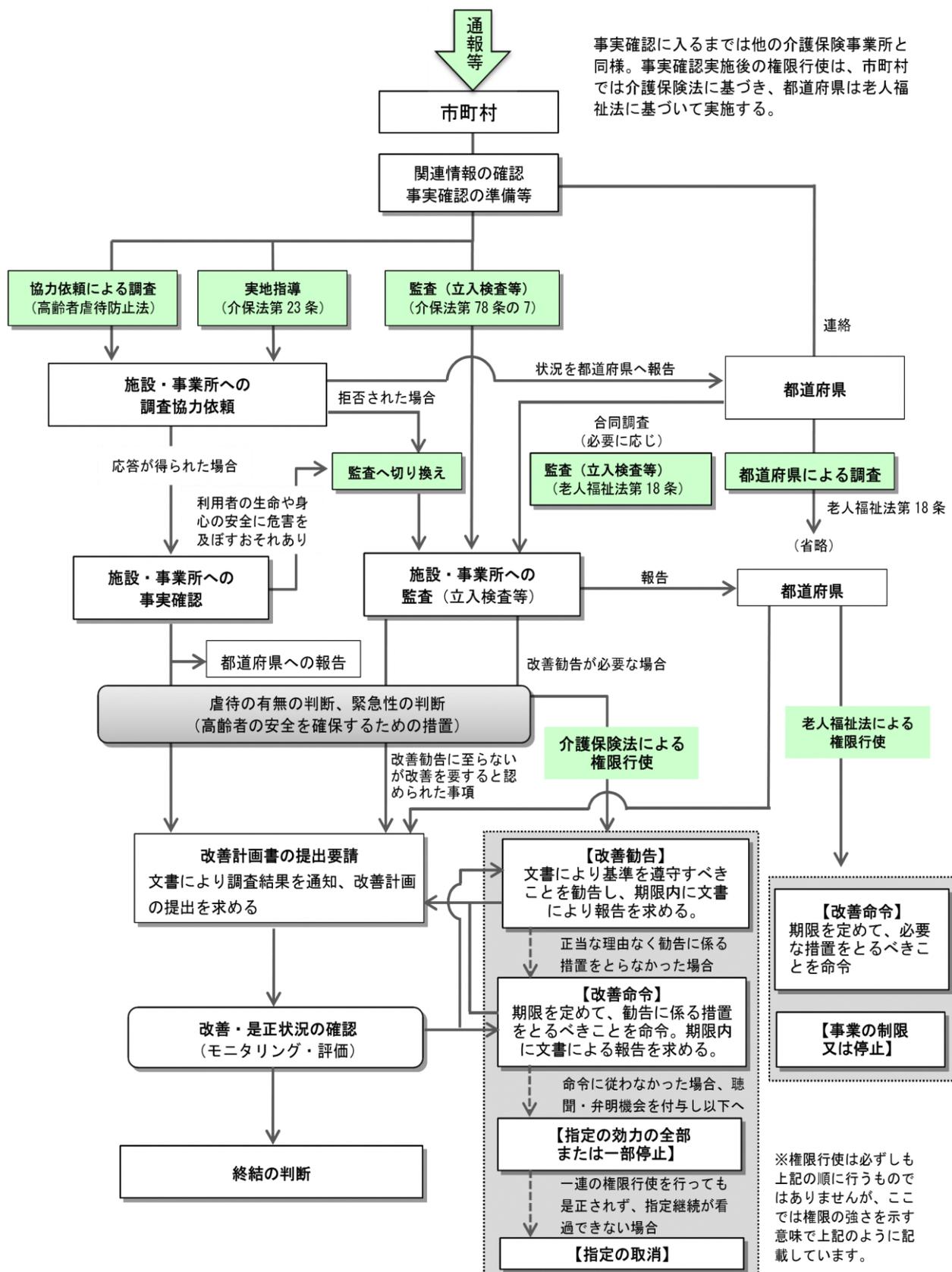
(アセスメントシート：レッド)

虐待のレベル	支援方法	主な支援方針
レベル1	見守り・指導等 ↓ 介護保険サービス提供等 ↓ 一時分離 ↓ 分離・保護	地域包括支援センター職員、保健師等による家庭訪問などで、実態把握や安否確認を行いながら、対象者に対して虐待防止のための見守りや支援、生活指導等を行います。
レベル2		介護保険サービスや福祉サービス等を利用させます。養護者からの虐待等によって介護保険サービスを利用できない高齢者に対しては、市長の措置により利用させることができます。 また、高齢者の意思を尊重しながら、家族関係の修復に努めます。
レベル3		高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがある場合や、一時的に在宅生活が困難な場合は、短期入所等を利用し、高齢者の保護や養護者の負担軽減を図ります。
レベル4		高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、高齢者を迅速に保護する必要があります。短期入所等を利用して一時的に養護者と分離し、保護するとともに、その間にその後の支援・対応方針の検討を行います。 在宅生活が困難な場合には、市長の措置等により養護老人ホームや特別養護老人ホームへ入所させることなどができます。

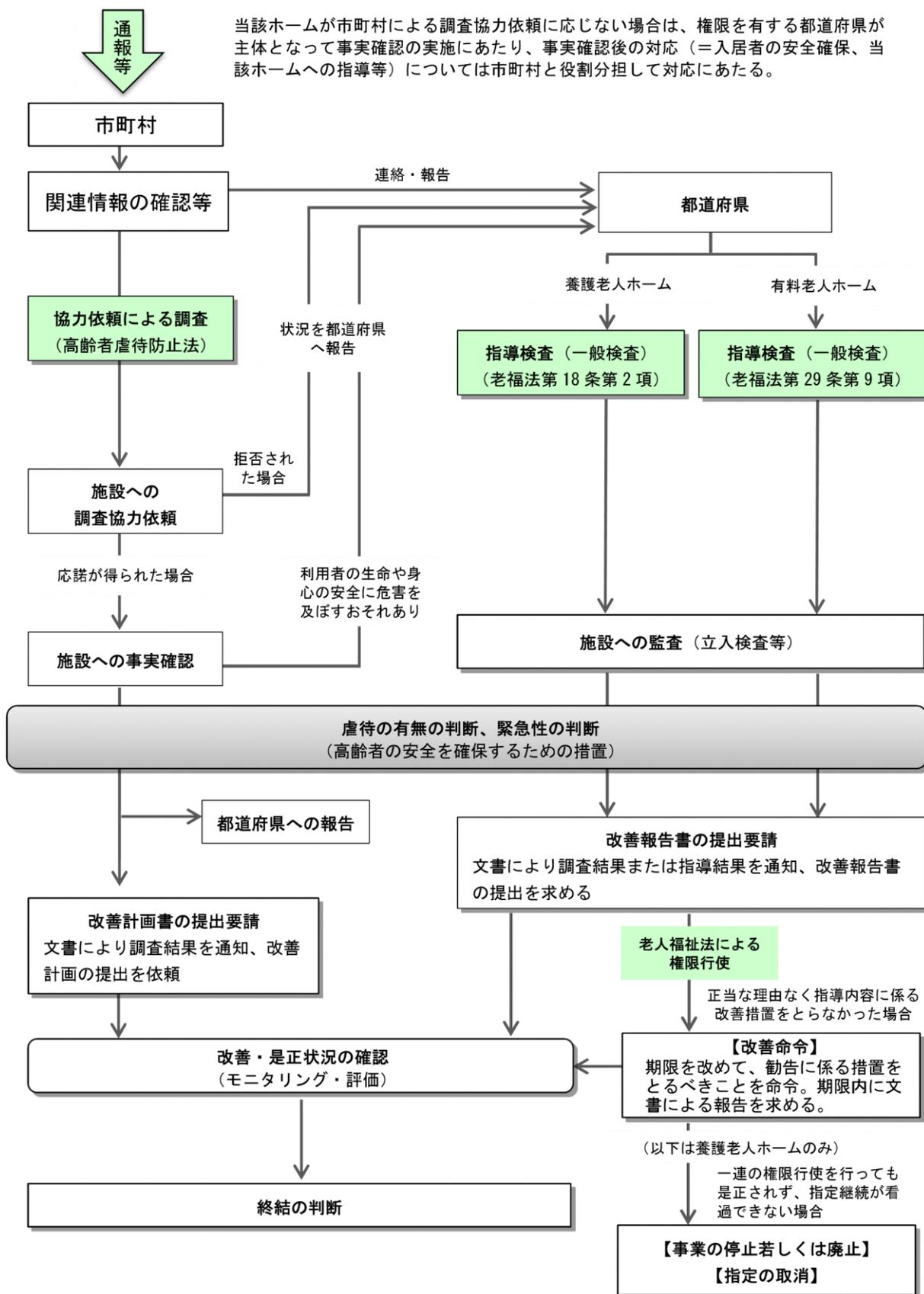
養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応の概略を示します。都道府県が指定権限を有する介護保険施設・事業所の場合



市町村が指定権限を有する地域密着型介護保険事業所の場合



介護保険事業所として未指定の養護老人ホーム、有料老人ホーム（含む未届施設）の場合



【別表】老人福祉法・介護保険法による権限規定

老人福祉法	第18条	都道府県知事	老人居宅生活支援事業者、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター設置者、養護老人ホーム・特別養護老人ホームの施設長に対する報告徴収・立入検査等
	第18条の2	都道府県知事	認知症対応型老人共同生活援助事業者に対する改善命令 老人居宅生活支援事業者、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター設置者に対する事業制限・停止命令
	第19条	都道府県知事	養護老人ホーム・特別養護老人ホーム設置者に対する事業廃止命令、認可取消
	第29条	都道府県知事	有料老人ホーム設置者等に対する報告徴収・立入検査等 有料老人ホーム設置者に対する改善命令
介護保険法	第76条	都道府県知事・市町村長	指定居宅サービス事業者、事業者であった者、従業者であった者に対する報告徴収 ・立入検査等
	第76条の2	都道府県知事	指定居宅サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令
	第77条	都道府県知事	指定居宅サービス事業者に対する指定取消・指定の効力停止
	第78条の7	市町村長	指定地域密着型サービス事業者、事業者であった者、従業者であった者に対する報告徴収・立入検査等
	第78条の9	市町村長	指定地域密着型サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令
	第78条の10	市町村長	指定地域密着型サービス事業者に対する指定取消・指定の効力停止
	第83条	都道府県知事・市町村長	指定居宅介護支援事業者、事業者であった者、従業者であった者に対する報告徴収 ・立入検査等
	第83条の2	都道府県知事	指定居宅介護支援事業者に対する勧告・公表・措置命令
	第84条	都道府県知事	指定居宅介護支援事業者に対する指定取消・指定の効力停止
第90条	都道府県知事・市町村長	指定介護老人福祉施設、施設開設者、施設の長、従業者であった者に対する報告徴収・立入検査等	

第 91 条の 2	都道府県知事	指定介護老人福祉施設開設者に対する勧告・公表・措置命令
第 92 条	都道府県知事	指定介護老人福祉施設に対する指定取消・指定の効力停止
第 100 条	都道府県知事・ 市町村長	介護老人保健施設の開設者、管理者、医師その他の従業者に対する報告徴収・立入検査等
第 103 条	都道府県知事	介護老人保健施設の開設者に対する勧告・公表・措置命令
第 104 条	都道府県知事	介護老人保健施設に対する許可取消・許可の効力停止
第 115 条の 7	都道府県知事・ 市町村長	指定介護予防サービス事業者、事業者であった者、従業者であった者に対する報告徴収・立入検査等
第 115 条の 8	都道府県知事	指定介護予防サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令
第 115 条の 9	都道府県知事	指定介護予防サービス事業者に対する指定取消・指定の効力停止
第 115 条の 1 7	市町村長	指定地域密着型介護予防サービス事業者、事業者であった者、従業者であった者に対する報告徴収・立入検査等
第 115 条の 1 8	市町村長	指定地域密着型介護予防サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令
第 115 条の 1 9	市町村長	指定地域密着型介護予防サービス事業者に対する指定取消・指定の効力停止
第 115 条の 2 7	市町村長	指定介護予防支援事業者等、事業者であった者、従業者であった者に対する報告徴収・立入検査等
第 115 条の 2 8	市町村長	指定介護予防支援事業者に対する勧告・公表・措置命令
第 115 条の 2 9	市町村長	指定介護予防支援事業者に対する指定取消・指定の効力停止

※指定介護療養型医療施設の開設者等に対する報告徴収・立入検査等：介護保険法附則第 130 条の 2 第 1 項

※指定介護療養型医療施設の開設者に対する勧告・公表・措置命令：介護保険法附則第 130 条の 2 第 1 項

※指定介護療養型医療施設の指定取消・指定の効力停止：介護保険法附則第 130 条の 2 第 1 項

※介護医療院の開設者等に対する報告徴収・立入検査等：改正後の介護保険法第 114 条の 2（平成 30 年 4 月 1 日施行）

※介護医療院の開設者に対する勧告・公表・措置命令：改正後の介護保険法第 114 条の 5（平成 30 年 4 月 1 日施行）

※介護医療院の許可取消・許可の効力停止：改正後の介護保険法第 114 条の 6（平成 30 年 4 月 1 日施行）

出典：社団法人 日本社会福祉士会. 市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き. 中央法規出版、2011、207p. p84-85.

高齢者の相談に関する窓口

種別	相談機関	所在地	電話番号	相談日	相談内容	料金
法律	長崎県弁護士会 無料法律相談	長崎市栄町1-25 長崎MSビル4階	095-825-9292 要予約(予約時間) ・月曜13時～(定員に達し次第締切) ・月曜日が休日の場合は、火曜日10時～	火曜日 12時～14時	法律問題全般、同一内容2回まで	20分程度 無料
	法テラス長崎 民事法律扶助相談(無料)	長崎市栄町1-25長崎MSビル2階	050-3383-5515 平日9時～17時に電話予約	月・水・金 13時～16時	収入が一定基準以下の人(民事事件が対象)同一内容3回まで	30分程度 無料
	司法書士会 総合相談センター長崎	長崎市魚の町3-33	095-823-4895 平日9時～17時に電話予約	火・木曜日 13時～15時	多重債務、悪質商法など消費者問題など市民に密着した法律問題、法テラスとの連携	30分程度 無料
総合	・長崎こども・女性・障害者支援センター ・佐世保こども・女性・障害者支援センター	長崎市橋口町10-22 佐世保市万徳町10-3	095-846-0560 095-846-0565 (女性支援課) 0956-24-5162	月～金 9時～17時45分	心の健康に関する相談、配偶者からの暴力に専任の相談員が対応	無料
精神保健	いのちの電話 (電話相談のみ)		095-842-4343 0120-783-556 (毎月10日のみフリーダイヤル)	無休 9時～22時 第1、第3土曜日は24時間	自殺予防を主な目的とした悩みごとと電話相談	無料
その他	警察安全相談室	長崎県警察本部内警察安全総合相談室	095-823-4165 高齢者専用相談ダイヤル	24時間 当直対応	高齢者からの犯罪等被害の未然防止に関する相談等	無料
総合	長崎県長寿社会課	長崎市尾上町3-1	0120-294-210 095-895-2439 高齢者相談専用窓口	平日 9時～17時45分	高齢者虐待の通報、届出や高齢者施設に対する苦情等	無料
人権擁護	長崎地方法務局 人権擁護課	長崎市万才町8-16 長崎法務合同庁舎	095-820-5982	月～金 8時30分～17時15分	人権に対する困りごとや心配事の相談 人権擁護員が対応	無料
認知症	長崎県認知症サポートセンター (若年性認知症を含む)	長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター3階	095-847-0473	平日 10時～15時	認知症の方、介護者からの個別相談、訪問	無料

【引用・参考文献】

- 「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」
厚生労働省老健局 平成30年3月
- 「市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き」
社団法人日本社会福祉士会、中央法規出版 2012年7月
- 「市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き」
社団法人日本社会福祉士会、中央法規出版 2011年7月
- 「高齢者虐待防止対応マニュアル」
松阪市高齢者支援課 令和2年3月
- 「尼崎市高齢者虐待対応マニュアル」
尼崎市 健康福祉局 福祉部 令和2年2月
- 「高松市高齢者虐待防止・対応マニュアル」
高松市健康福祉局長寿福祉課 平成31年3月改訂
- 「成年後見制度 市長申立マニュアル」
長崎県 令和元年12月

高齢者虐待対応マニュアル

【初版】令和3年3月

【発行】長崎県

【原稿作成】一般社団法人 長崎県社会福祉士会

【協力】長崎県弁護士会 高齢者等権利擁護委員会